

[illegible]

令和7年3月

観音寺市告示第37号

令和7年第2回観音寺市議会定例会の招集について

令和7年第2回観音寺市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年2月21日

観音寺市長 佐 伯 明 浩

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 招 集 の 日 | 令和7年3月3日 |
| 2 招集の場所 | 観音寺市議会議事堂 |

令和7年第2回観音寺市議会定例会提出議案

- 1 議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 2 議案第4号 観音寺市議会議員及び観音寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 3 議案第5号 観音寺市組織条例の一部改正について
- 4 議案第6号 観音寺市附属機関設置条例の一部改正について
- 5 議案第7号 観音寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 6 議案第8号 観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 7 議案第9号 観音寺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 8 議案第10号 観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 9 議案第11号 観音寺市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 10 議案第12号 観音寺市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 11 議案第13号 観音寺市土地取得基金条例の廃止について
- 12 議案第14号 観音寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 13 議案第15号 観音寺市大野原こどもセンター条例の廃止について
- 14 議案第16号 観音寺市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 15 議案第17号 観音寺市斎場条例の一部改正について
- 16 議案第18号 観音寺市環境基本条例の一部改正について
- 17 議案第19号 監査委員の選任について
- 18 議案第20号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 19 議案第21号 観音寺市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 20 議案第22号 字の区域の変更について
- 21 議案第23号 市道路線の認定、変更及び廃止について

- 22 議案第24号 和解について
- 23 議案第25号 令和6年度観音寺市一般会計補正予算（第10号）
- 24 議案第26号 令和6年度観音寺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 25 議案第27号 令和6年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 26 議案第28号 令和6年度観音寺市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 27 議案第29号 令和7年度観音寺市一般会計予算
- 28 議案第30号 令和7年度観音寺市国民健康保険事業特別会計予算
- 29 議案第31号 令和7年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計予算
- 30 議案第32号 令和7年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 31 議案第33号 令和7年度観音寺市介護保険事業特別会計予算
- 32 議案第34号 令和7年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計予算
- 33 議案第35号 令和7年度観音寺市栗井財産区特別会計予算
- 34 議案第36号 令和7年度観音寺市栗井坂瀬山林特別会計予算
- 35 議案第37号 令和7年度観音寺市下水道事業会計予算

議案第3号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(観音寺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 観音寺市職員の給与に関する条例（平成17年観音寺市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第4項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(観音寺市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 観音寺市職員の退職手当に関する条例（平成17年観音寺市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号並びに第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(観音寺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 観音寺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年観音寺市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(観音寺市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第4条 観音寺市個人情報保護法施行条例（令和4年観音寺市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を

改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

議案第4号

観音寺市議会議員及び観音寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

観音寺市議会議員及び観音寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

選挙運動に係る自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成を公費で負担するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市議会議員及び観音寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、観音寺市議会議員及び観音寺市長（以下「議員及び市長」という。）の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 議員及び市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第12条第1項に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により観音寺市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）

第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、観音寺市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用における公費の支払)

第4条 観音寺市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に

限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第12条第1項において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が

雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第12条第2項に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)

第8条 観音寺市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第12条第3項に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ポスターの作成における公費の支払）

第11条 観音寺市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

第12条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、64,500円にその者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

2 第6条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

- 3 第9条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第 5 号

観音寺市組織条例の一部改正について

観音寺市組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

市の組織再編に伴い、事務分掌を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市組織条例の一部を改正する条例

観音寺市組織条例（平成17年観音寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条経済部の項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 漁港に関すること。

第2条建設部の項第3号中「港湾及び漁港」を「港湾」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 6 号

観音寺市附属機関設置条例の一部改正について

観音寺市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

観音寺市地域公共交通会議を廃止するとともに、観音寺市就学前教育検証改善委員会の名称及び担任する事務を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市附属機関設置条例の一部を改正する条例

観音寺市附属機関設置条例（平成24年観音寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

観音寺市男女共同参画推進会議	男女共同参画計画に基づく施策の推進に関する事項についての調査審議
観音寺市地域公共交通会議	地域の実情に応じた適切な旅客輸送サービスの実現に関する事項についての調査協議

」を

「

観音寺市男女共同参画推進会議	男女共同参画計画に基づく施策の推進に関する事項についての調査審議
----------------	----------------------------------

」に、

「

観音寺市就学前教育検証改善委員会	観音寺子どもすくすくプランの検証及び改善についての検討
------------------	-----------------------------

」を

「

観音寺市幼児教育と小学校教育との接続の在り方に関する検討委員会	幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進についての検討
---------------------------------	-----------------------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 号

観音寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に
ついて

観音寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正 する条例

観音寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年観音寺市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 号

観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）等の一部改正に伴い、時間外勤務の制限に関する規定等を改めるとともに、介護両立支援制度等の請求等に関する規定を整備するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年観音寺市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子を養育する職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「（第16条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年観音寺市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

（観音寺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 観音寺市職員の育児休業等に関する条例（平成17年観音寺市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

議案第 9 号

観音寺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

観音寺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

議員報酬の月額を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例

観音寺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年観音寺市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「539,000円」を「559,000円」に、「465,000円」を「485,000円」に、「430,000円」を「450,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の初日から施行する。

議案第10号

観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

本市以外の区域に派遣され、災害応急作業等に従事した職員に対する手当を新たに設けるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年観音寺市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

9 離島勤務 手当	1 離島勤務を本務とする職員 で、伊吹観音寺航路を利用し たもの	1 日につ き	250円	
	2 離島勤務を本務とする職員 で、業務遂行のため又は航路 欠航等により離島で宿泊した もの	1 夜につ き	3,750円	

」を

「

9 離島勤務 手当	1 離島勤務を本務とする職員 で、伊吹観音寺航路を利用し たもの	1 日につ き	250円	
	2 離島勤務を本務とする職員 で、業務遂行のため又は航路 欠航等により離島で宿泊した もの	1 夜につ き	3,750円	
10 災害応急 作業等手当	国、地方公共団体等の要請に基 づき、本市以外の区域に派遣さ れ、災害応急作業等に従事したも の	1 日につ き	1,080円	

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

議案第11号

観音寺市職員の旅費に関する条例の一部改正について

観音寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の制定に伴い、移転料を廃止し、転居費及び家族移転費を新たに設けるため、本案を提出するものである。

観音寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 案

観音寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(平成17年観音寺市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(転居費)

第13条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市長が定める方法により算出される額とする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(家族移転費)

第14条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費等の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の観音寺市職員の旅費に関する条例の規定は、令和7年3月1日から適用する。

議案第12号

観音寺市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

観音寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴い、職業に就いた者に係る退職手当の規定等を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市職員の退職手当に関する条例（平成17年観音寺市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第12項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の観音寺市職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した観音寺市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（観音寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 観音寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年観音寺市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

議案第13号

観音寺市土地取得基金条例の廃止について

観音寺市土地取得基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

観音寺市土地取得基金を廃止するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市土地取得基金条例を廃止する条例

観音寺市土地取得基金条例（平成17年観音寺市条例第71号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

観音寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正について

観音寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正に伴い、食事の提供の特例に関する要件
を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

観音寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年観音寺市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

観音寺市大野原こどもセンター条例の廃止について

観音寺市大野原こどもセンター条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

観音寺市大野原こどもセンターを廃止するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市大野原こどもセンター条例を廃止する条例

観音寺市大野原こどもセンター条例（平成17年観音寺市条例第92号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

観音寺市犯罪被害者等支援条例の制定について
観音寺市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念及び施策の基本となる事項を定め、この施策を総合的かつ計画的に推進するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、この施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、その権利利益の保護並びに被害の早期の回復又は軽減及び生活の再建を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る他人の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等の利用による誹謗中傷、過剰な取材、報道等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、日常生活及び社会生活における平穏の侵害、経済的な損失その他これらに類する被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する団体をいう。）その他犯罪被害者等の支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関 国、県、香川県警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体又は民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に携わるものをいう。

(7) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(8) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、市及び関係機関による相互の連携と協力の下、必要な支援が途切れることなく行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、関係機関と連携し、及び協力してこれを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労、勤務、休暇等について十分に配慮するよう努めるものとする。

のとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、当該問題についての関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置し、行政手続におけるワンストップサービス（犯罪被害者等のニーズを一元的に把握し、その情報を必要とする関係部署において共有し、本市が実施する各種施策及びサービスを調整した上で、個別対応により提供することをいう。）の構築に必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るとともに、日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等を支援するため、支援金の支給その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第9条 市は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し日常生活を円滑に営むことができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市長が必要と認める犯罪被害者等に対し、一時的な居住のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（市民及び事業者の理解の増進）

第11条 市は、市民及び事業者が、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害が生ずることの防止の重要性等について理解を深めることができるよう、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体への支援）

第12条 市は、民間支援団体が犯罪被害者等の支援を効果的に推進し、その活動が促進されるよう、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に関する情報の提供その他の

必要な支援を行うものとする。

（個人情報の適切な管理）

第13条 市は、犯罪被害者等の支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等又は関係機関から提供を受けた個人情報を適切に管理しなければならない。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

観音寺市斎場条例の一部改正について

観音寺市斎場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

観音寺市伊吹火葬場を廃止するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市斎場条例の一部を改正する条例

観音寺市斎場条例（平成20年観音寺市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表観音寺市伊吹火葬場の項を削る。

第8条ただし書を削る。

別表観音寺市伊吹火葬場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

観音寺市環境基本条例の一部改正について

観音寺市環境基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市環境基本条例の一部を改正する条例

観音寺市環境基本条例（平成17年観音寺市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 この条例において「脱炭素社会」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。

第3条に次の1項を加える。

- 4 環境の保全に向けた脱炭素社会を実現するための取組は、市、事業者及び市民が協働して行わなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（持続可能な脱炭素社会の実現）

第12条の2 市は、持続可能な脱炭素社会の実現に当たっては、温室効果ガスの排出量を削減し、及び環境に配慮したエネルギーの活用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

監査委員の選任について

観音寺市監査委員に識見を有する者のうちから次の者を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

住 所	観音寺市観音寺町	
氏 名	はら ゆきひろ 原 幸弘	
生年月日	昭和33年	

（提案理由）

令和7年3月31日をもって大西保行委員が辞任することに伴い、後任委員の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出するものである。

議案第20号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

住 所 観音寺市高屋町 [REDACTED]
氏 名 くすもと か く こ
楠本 香久子
生年月日 昭和38年 [REDACTED]

住 所 観音寺市柞田町 [REDACTED]
氏 名 あきやま たけとし
秋山 武俊
生年月日 昭和33年 [REDACTED]

（提案理由）

秋山和代委員が退任したこと及び楠本香久子委員の任期が満了することに伴い、後任委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるため、本案を提出するものである。

議案第21号

観音寺市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき議会の議決を受け策定した観音寺市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、同条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

（提案理由）

観音寺市過疎地域持続的発展計画を変更するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市過疎地域持続的発展計画（案）
（令和3年度～令和7年度）

令和3年9月 策定

令和4年11月 変更

令和5年9月 変更

令和7年3月 変更

香川県観音寺市

目 次

はじめに	1
1 基本的な事項	4
(1) 旧豊浜町地域の概況	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
(3) 本市行財政の状況	11
(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	16
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	19
3 産業の振興	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	20
(3) 計画	22
(4) 産業振興促進事項	25
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
4 地域における情報化	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	25
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	26
5 交通施設の整備、交通手段の確保	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27

6	生活環境の整備	28
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	29
(3)	計画	31
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	33
7	子育て環境の充実、高齢者等の健康の増進及び福祉の向上	33
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	34
(3)	計画	36
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	39
8	医療の確保	39
(1)	現況と問題点	39
(2)	その対策	40
(3)	計画	40
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	41
9	教育の振興	42
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	42
(3)	計画	43
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	45
10	集落の整備	45
(1)	現況と問題点	45
(2)	その対策	46
(3)	計画	46
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	46
11	地域文化の振興等	47
(1)	現況と問題点	47
(2)	その対策	47
(3)	計画	47
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	48
12	再生可能エネルギーの利用の推進	48
(1)	現況と問題点	48

(2) その対策	48
(3) 計画	<u>49</u>
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	49
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 計画	<u>50</u>
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	<u>51</u>
別添	
事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	<u>52</u>

はじめに 省略

1～2 省略

3 産業の振興

(1) 省略

(2) その対策

ア～ウ 省略

エ 観光の振興

県内でも最大規模を誇り、本地域で最大のイベントである「さぬき豊浜ちょうさ祭」の魅力を発信する拠点となるちょうさ会館の安定的な維持管理を図り、積極的かつ継続的な情報発信に努めるとともに、イベントの開催やSNSの利用により、幅広い認知度の向上に努める。

道の駅「とよはま」は、愛媛県との県境に位置し、近年のアニメブームも相まって、地域住民のみならず県外からの集客を見込める重要な観光拠点である。今後は施設のさらなる充実を図り、集客力の強化に努める。

白砂青松の遠浅海岸として古くから親しまれる一の宮海岸及び一の宮公園は、市民の憩いやレジャー・レクリエーションの場、また近年の施設の充実により「恋人の聖地」として多くの人々が訪れる観光スポットになっている。コミュニティセンター海の家と合わせ、今後は施設のさらなる利活用を図るため、定期的なイベントの開催やPRの強化に努める。

魚見山森林公園は、ボランティア活動による維持管理がなされ、健康ウォークなどのイベントが開催されているが、さらなる知名度の上昇のため、積極的な情報発信に努める。

また、交流・関係人口の増加や地域経済の活性化などを実現するため、新たな道の駅を整備する。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 施設名	事業内容	事業 主体	備 考
産業の振興	(1)基盤整備 農業	単独県費補助土地改良事業(農道、水路等)	団体	
		市単独補助土地改良事業(農道、水路等)	団体	
		県営ため池等整備事業	県	
	林業	林道施設改修等事業	市	
		林道・治山整備事業	市	
	(2)漁港施設	漁港施設改修等事業	市	
	(3)観光または レクリエー ション	ちょうさ会館施設改修等事業	市	
		一の宮公園・コミュニティセンター海の家 施設改修等事業	市	
		道の駅施設設備改修事業 豊浜公会堂施設改修等事業	市 市	

	(4)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	省力・低コスト化施設設備導入事業 (内容) 団体が行う高品質作物の生産拡大やブランド力の強化を図る先端技術の導入や省力・低コスト栽培や品質向上や規模拡大に必要な機械・施設の整備に対し、県及び市が助成する。 (効果) 競争力を高めるとともに、農業所得の向上に繋げることができる。	団体	本施策の実施により、地域の農業生産力強化が図られ、ひいては地域農業振興の持続的発展に向けてその効果が将来に及ぶ。
		新規就農者サポート事業 (内容) 就農希望者が円滑に就農できる環境を整備するため、里親の取組を支援するとともに、新規就農者が整備する農業用機械等について県及び市が助成を行う。 (効果) 新規就農者の就農を促進し、担い手不足の解消に繋げることができる。	個人	本施策の実施により、新規就農者のための就農促進が図られ、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		育成すべき農業者農地集積支援事業 (内容) 農地流動化のための利用権設定や中間管理事業等に対し助成を行い、農地の遊休・耕作放置に歯止めをかけるとともにその集積率を高める。 (効果) 集積率を高めることにより、農業の効率化が図ることができるとともに、遊休農地の減少にも寄与することができる。	市	本施策の実施により、農地利用の効率化が図られるとともに遊休農地の減少が図られ、ひいては適正な土地利用に向けてその効果が将来に及ぶ。
		有害鳥獣駆除対策事業 (内容) イノシシやシカ等による農作物被害を防止するため、猟友会等に依頼してこれら有害鳥獣の駆除を行うとともに、防除器具の購入等に対し県及び市が助成する。 (効果) 農作物の被害をなくすことで、農業従事者の安心安全の耕作活動に繋げることができる。	個人 団体	本施策の実施により、安心安全の農業生産活動が確保され、ひいては本地域農業の振興に向けてその効果が将来に及ぶ。

	商工業・6次産業化	水産資源安定化事業(重要稚仔放流・有害生物等除去) (内容) マダコ、ヒラメ等の重要稚仔を放流し、魚種の保全を図るとともに、海底に繁殖する有害生物や海面ごみを除去することにより継続的な漁業環境の安定を図る。 (効果) 漁業従事者の経営安定のみならず、本地域周辺における将来的な漁獲高の向上に寄与することができる。	市	本施策の実施により、安定した漁場環境が確保され、ひいては本地域における漁業活動の維持に向けてその効果が将来に及ぶ。
		中小企業支援事業 (内容) 中小企業に対する融資の充実を図るとともに販路開拓等支援を行うほか、合同就職説明会や創業者支援を行い、中小企業の振興を図る。 (効果) 本市及び本地域の産業を下支えする中小企業の経営の安定に寄与するとともに新たな産業の創出への可能性も広がる。	市	本施策の実施により、地域産業の活性化とともに新たな産業の創出に向けてその効果が将来に及ぶ。
	企業誘致	工場等立地促進事業 (内容) 雇用の拡大を図るため、本市及び本地域内に企業の誘致を推進するとともに設備投資等経済活動の促進が可能となる環境を創出する。 (効果) 企業の立地により、雇用機会の創出や地域の活性化を図ることができるだけでなく、固定資産税等税収入の増高にも繋げることができる。	市	本施策の実施により、地域における雇用創出の機会拡大が図られ、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
	観光	地域振興イベント推進事業 (内容) 本地域を代表する「さぬき豊浜ちょうさ祭」の開催主体である実行委員会への助成を行い、地域の活性化を促進するとともに地域のアイデンティティ発現と集客力の向上に努める。 (効果) 集客力の強化により、地域が活性化するとともに本地域の知名度を向上させることができる。	団体	本施策の実施により、地域最大のイベント「さぬき豊浜ちょうさ祭」が広く認知され、ひいては本地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		アニメツーリズム活用地域活性化事業 (内容) 本市が作品の舞台となるアニメコンテンツを活用し、聖地巡礼によるコンテンツツーリズムや地域のPRのための環境整備を行い、全国からの誘客を目指す。 (効果)	市	本施策の実施により、本地域が広く認知され、ひいては本地域の活

		集客力の強化により、地域が活性化するとともに本地域の知名度を向上させることができる。		化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		新道の駅基本計画策定事業 (内容) 新たな道の駅の整備の検討を行うにあたり、その道の駅の機能、面積、運営手法等の計画を策定する。 (効果) 交流・関係人口の増加や地域経済の活性化などの道の駅整備による効果予測をより効率的に得ることができる。	市	本施策の実施により、新たな道の駅整備に向けた計画を策定することができ、ひいては本地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
		新道の駅建設事業 (内容) <u>新たなにぎわいの拠点として、新道の駅を整備し、市民をはじめ観光客も訪れる場所となることを目指す。</u> (効果) <u>交流・関係人口の増加により本地域の認知度を向上するとともに地域経済を活性化する。</u>	市	<u>本施策の実施により、本地域が広く認知され、ひいては本地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。</u>

(4) 省略

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

観光施設、公園等施設など「産業の振興」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況を踏まえつつ、総合管理計画に定める基本的な方針に基づいた適切かつ効率的な維持管理を行う。

また、新たに施設の建設を計画する際には、その維持管理や運営も含めて民間事業者のノウハウを活用できるよう、地域事情に応じた適切な手法を検討する。

4～17 省略

事業計画(令和3年度～7年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 省略				
産業の振興	第1次産業	省力・低コスト化施設設備導入事業 (内容) 団体が行う高品質作物の生産拡大やブランド力の強化を図る先端技術の導入や省力・低コスト栽培や品質向上や規模拡大に必要な機械・施設の整備に対し、県及び市が助成する。 (効果) 競争力を高めるとともに、農業所得の向上に繋げることができる。	団体	本施策の実施により、地域の農業生産力強化が図られ、ひいては地域農業振興の持続的発展に向けてその効果が将来に及ぶ。
	第1次産業	新規就農者サポート事業 (内容) 就農希望者が円滑に就農できる環境を整備するため、里親の取組を支援するとともに、新規就農者が整備する農業用機械等について県及び市が助成を行う。 (効果) 新規就農者の就農を促進し、担い手不足の解消に繋げることができる。	個人	本施策の実施により、新規就農者のための就農促進が図られ、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
	第1次産業	育成すべき農業者農地集積支援事業 (内容) 農地流動化のための利用権設定や中間管理事業等に対し助成を行い、農地の遊休・耕作放置に歯止めをかけるとともにその集積率を高める。 (効果) 集積率を高めることにより、農業の効率化が図ることができるとともに、遊休農地の減少にも寄与することができる。	市	本施策の実施により、農地利用の効率化が図られるとともに遊休農地の減少が図られ、ひいては適正な土地利用に向けてその効果が将来に及ぶ。
	第1次産業	有害鳥獣駆除対策事業 (内容) イノシシやシカ等による農作物被害を防止するため、猟友会等に依頼してこれら有害鳥獣の駆除を行うとともに、防除器具の購入等に対し助成する。 (効果) 農作物の被害をなくすことで、農業従事者の安心安全の耕作活動に繋げることができる。	個人 団体	本施策の実施により、安心安全の農業生産活動が確保され、ひいては本地域農業の振興に向けてその効果が将来に及ぶ。
	第1次産業	水産資源安定化事業(重要稚仔放流有害生物等除去) (内容) マダコ、ヒラメ等の重要稚仔を放流し、魚種の保全を図るとともに、海底に繁殖する有害生物や海面ごみを除去することにより継続的な漁業環境の安定を図る。 (効果) 漁業従事者の経営安定のみならず、本地域周辺における将来的な漁獲高の向上に寄与することができる。	市	本施策の実施により、安定した漁場環境が確保され、ひいては本地域における漁業活動の維持に向けてその効果が将来に及ぶ。
	商工業・ 6次産業 化	中小企業支援事業 (内容) 中小企業に対する融資の充実を図るとともに	市	本施策の実施により、地域産業の活性化ととも

		販路開拓等支援を行うほか、合同就職説明会や創業者支援を行い、中小企業の振興を図る。 (効果) 本市及び本地域の産業を下支えする中小企業の経営の安定に寄与するとともに新たな産業の創出への可能性も広がる。		に新たな産業の創出に向けてその効果が将来に及ぶ。
	企業誘致	工場等立地促進事業 (内容) 雇用の拡大を図るため、本市及び本地域内に企業の誘致を推進するとともに設備投資等経済活動の促進が可能となる環境を創出する。 (効果) 企業の立地により、雇用機会の創出や地域の活性化を図ることができるだけでなく、固定資産税等税収入の増高にも繋げることができる。	市	本施策の実施により、地域における雇用創出の機会拡大が図られ、ひいては地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
	観光	地域振興イベント推進事業 (内容) 本地域を代表する「さぬき豊浜ちょうさ祭」の開催主体である実行委員会への助成を行い、地域の活性化を促進するとともに地域のアイデンティティ発現と集客力の向上に努める。 (効果) 集客力の強化により、地域が活性化するとともに本地域の知名度を向上させることができる。	団体	本施策の実施により、地域最大のイベント「さぬき豊浜ちょうさ祭」が広く認知され、ひいては本地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
	観光	アニメツーリズム活用地域活性化事業 (内容) 本市が作品の舞台となるアニメコンテンツを活用し、聖地巡礼によるコンテンツツーリズムや地域のPRのための環境整備を行い、全国からの誘客を目指す。 (効果) 集客力の強化により、地域が活性化するとともに本地域の知名度を向上させることができる。	市	本施策の実施により、本地域が広く認知され、ひいては本地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
	観光	新道の駅基本計画策定事業 (内容) 新たな道の駅の整備の検討を行うにあたり、その道の駅の機能、面積、運営手法等の計画を策定する。 (効果) 交流・関係人口の増加や地域経済の活性化などの道の駅整備による効果予測をより効率的に得ることができる。	市	本施策の実施により、新たな道の駅整備に向けた計画を策定することができ、ひいては本地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。
	観光	新道の駅整備事業 (内容) <u>新たなにぎわいの拠点として、新道の駅を整備し、市民をはじめ観光客も訪れる場所となることを目指す。</u> (効果) <u>交流・関係人口の増加により本地域の認知度を向上するとともに地域経済を活性化する。</u>	市	<u>本施策の実施により、本地域が広く認知され、ひいては本地域の活性化に向けてその効果が将来に及ぶ。</u>
地域における情報化～その他地域の持続的発展に関し必要な事項 省略				

議案第22号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり字の区域を変更することについて、議会の議決を求める。

この字の区域変更は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の認証の日から効力を生ずる。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

（提案理由）

地籍調査の実施に伴い、新田地区及び高屋地区の一部の字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

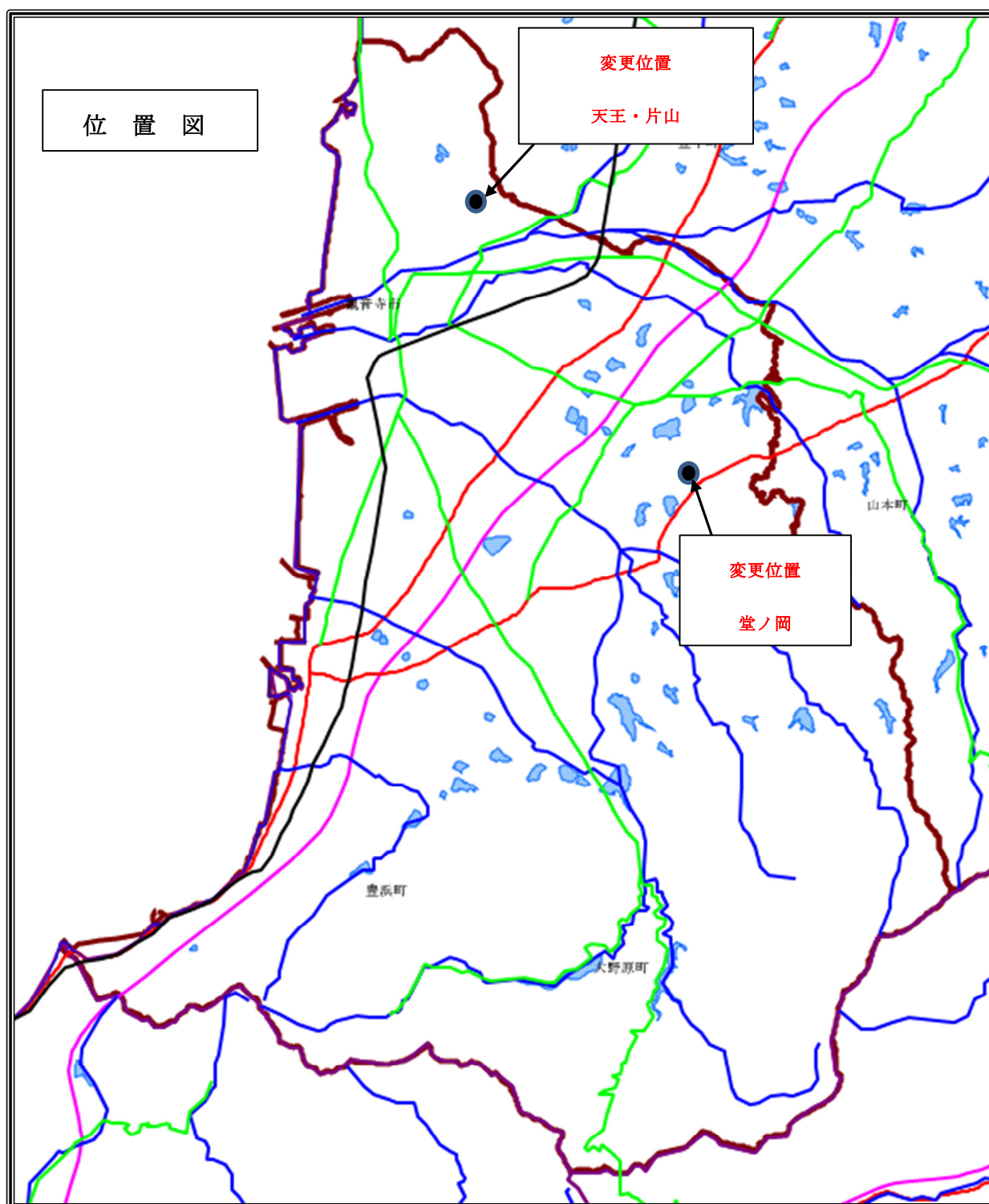
別紙

変更調書

次の表の左欄に掲げる字の区域を同表右欄に掲げる字の区域に変更する。

左欄			右欄	
町名	字名	地番	町名	字名
新田町	どうのおか 堂ノ岡	1353番 3 及び1353番 4 に隣接する水路である市有地の一部並びに1334番 5、1335番 2、1335番 3、1344番 4 及び1344番 5 に隣接する道路である市有地の一部並びに1344番 3、1344番 4 及び1344番 5 に隣接する水路である市有地の一部並びに1334番 3、1334番 5、1335番 2 及び1335番 3 に隣接する水路である市有地の一部並びに1334番 4、1334番 5、1335番 2、1335番 3、1344番 4、1344番 5、1353番 3 及び1353番 4	新田町	どうのおかしも 堂ノ岡下
高屋町	てんのお 天王	2325番 2	高屋町	おおにし 大西
	てんのお 天王	2319 番 2 及び 2320 番 2		はらのまち 原ノ町
	てんのお 天王	2252番 1、2252番 2、2263番、2264番、2265番、2318番 1、2318番 2、2318番 3、2319番 1、2319番 2 及び2319番 3 に隣接する道路及び水路である市有地の一部		なないた 七板
	かたやま 片山	2170番 2、2170番 3、2170番 4、2171番 4、2171番 5、2171番 6、2171番 7 及び2171番 8 に隣接する道路及び水路である市有地の一部並びに2170番 2、2170番 3、2170番 4、2171番 4、2171番 5、2171番 6 及び2171番 8		なないた 七板

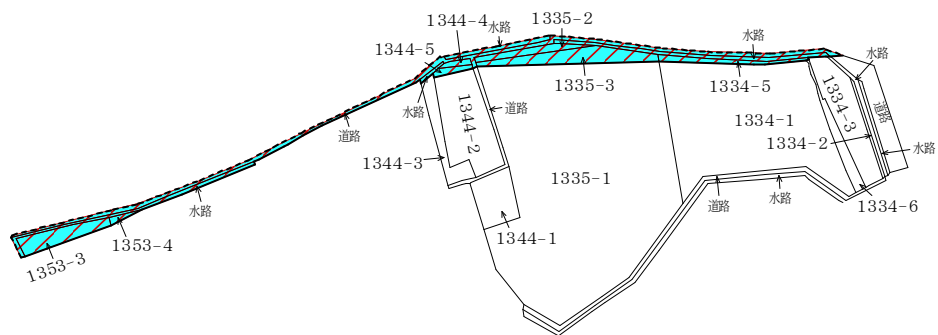
議案第22号 字の区域変更について（参考）



字の区域変更図 ① 新田町字堂ノ岡

-----	変更前
————	変更後

新田町字堂ノ岡下

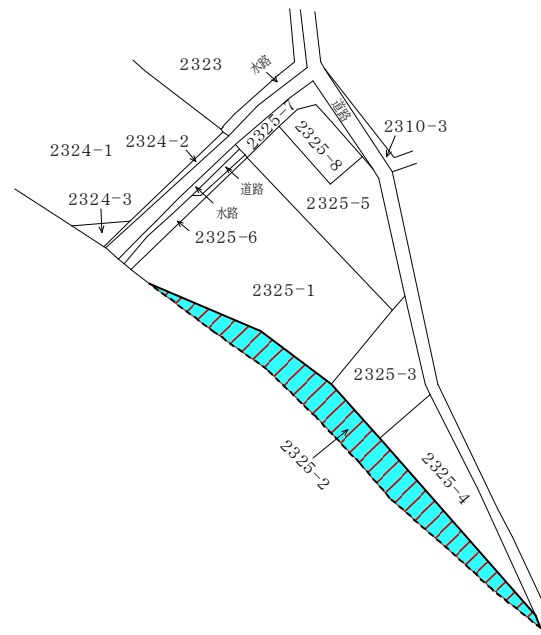


新田町字堂ノ岡

字の区域変更図 ② 高屋町字天王

-----	変更前
————	変更後

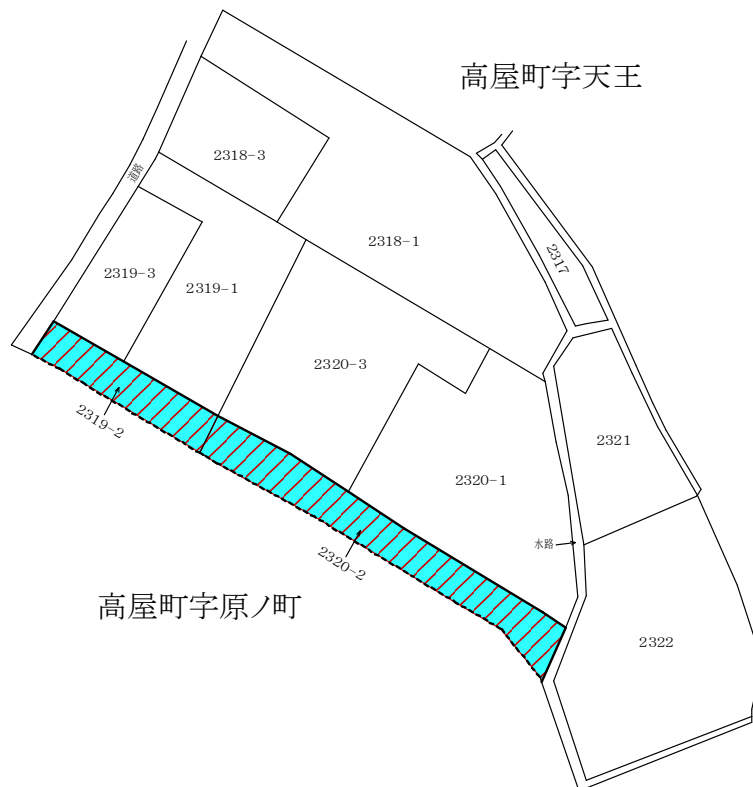
高屋町字天王



高屋町字大西

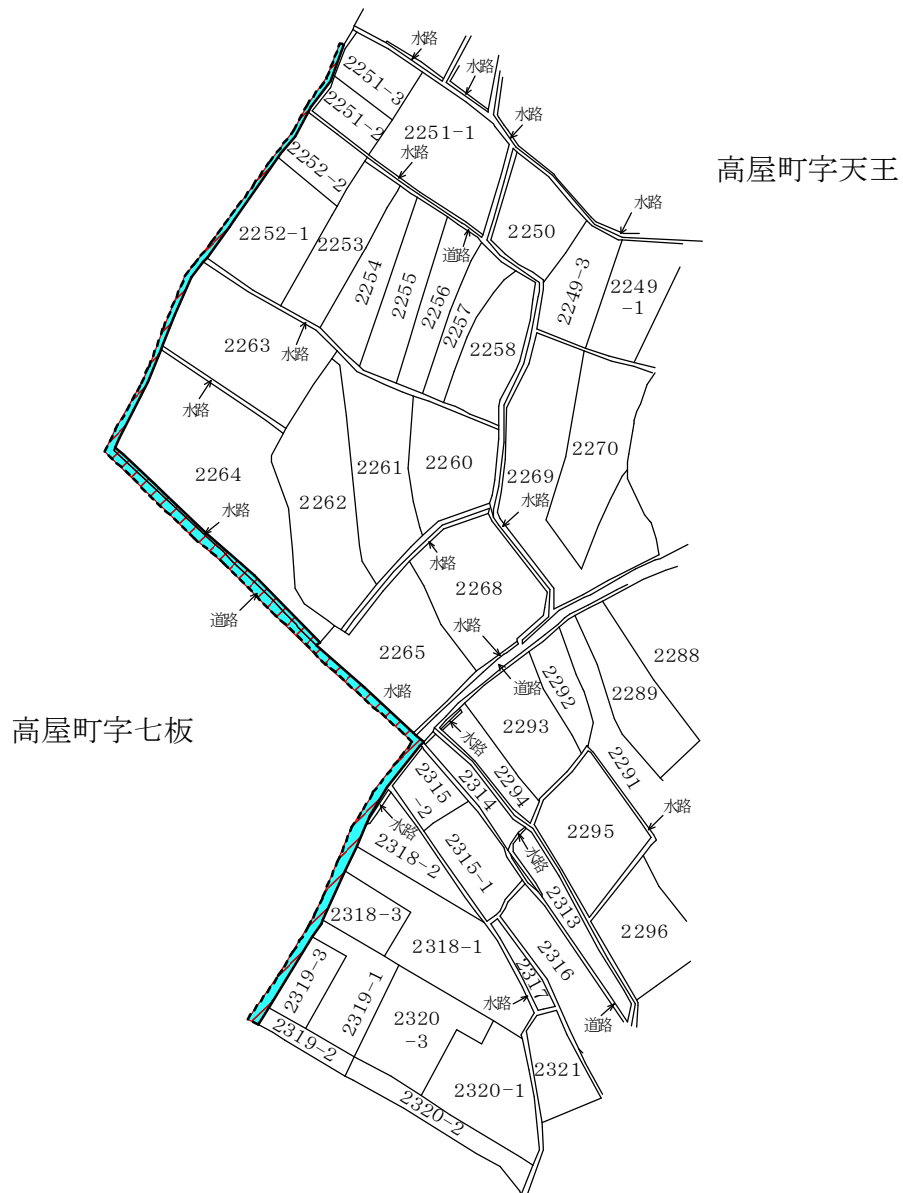
字の区域変更図 ③ 高屋町字天王

-----	変更前
————	変更後



字の区域変更図 ④ 高屋町字天王

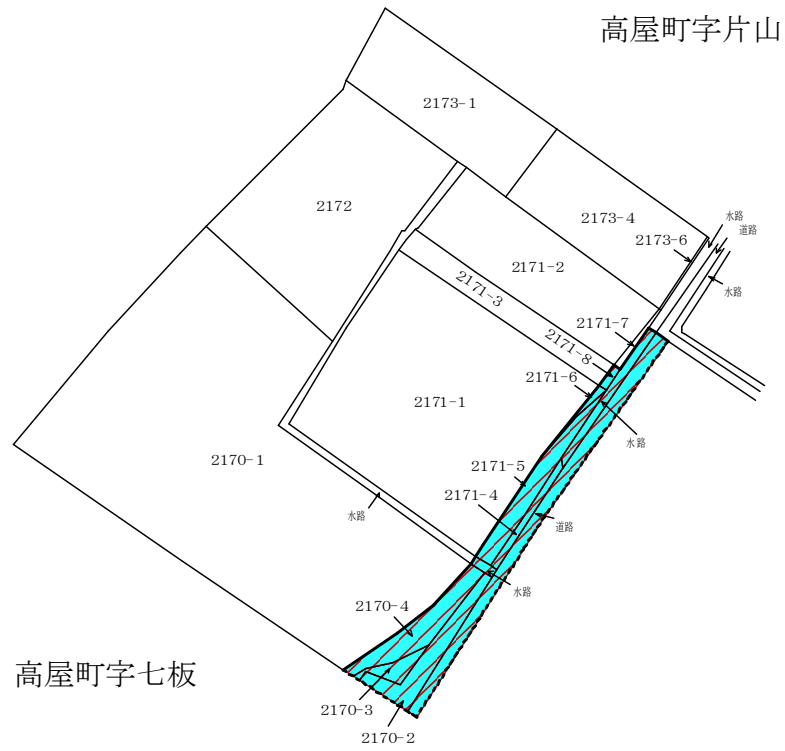
-----	変更前
————	変更後



字の区域変更図 ⑤

高屋町字片山

-----	変更前
—————	変更後



議案第23号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のように認定、変更及び廃止する。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

1 認定する路線

番号	路線名	起 点	終 点
認 1	しんありあけ とうせん 新有明 6 号線	有明町甲 4035 番 75 地先	有明町甲 4035 番 83 地先
認 2	おおやしきせん 大屋敷線	豊浜町姫浜字大屋敷 396 番 2 地先	豊浜町姫浜字大屋敷 425 番 2 地先
認 3	みなとまち とうせん 港 町 1 号線	豊浜町和田浜字蛭子下 1418 番 3 地先	豊浜町和田浜字原畑 1283 番 3 地先

2 変更する路線

番号		路線名	起 点	終 点
変 1	新	かわはらどう とうせん 川原堂 2 号線	柞田町字川原堂 丙1479番 1 地先	柞田町字川原堂 丙1451番 4 地先
	旧		柞田町字川原堂 丙1479番 1 地先	柞田町字川原堂 丙1451番 6 地先

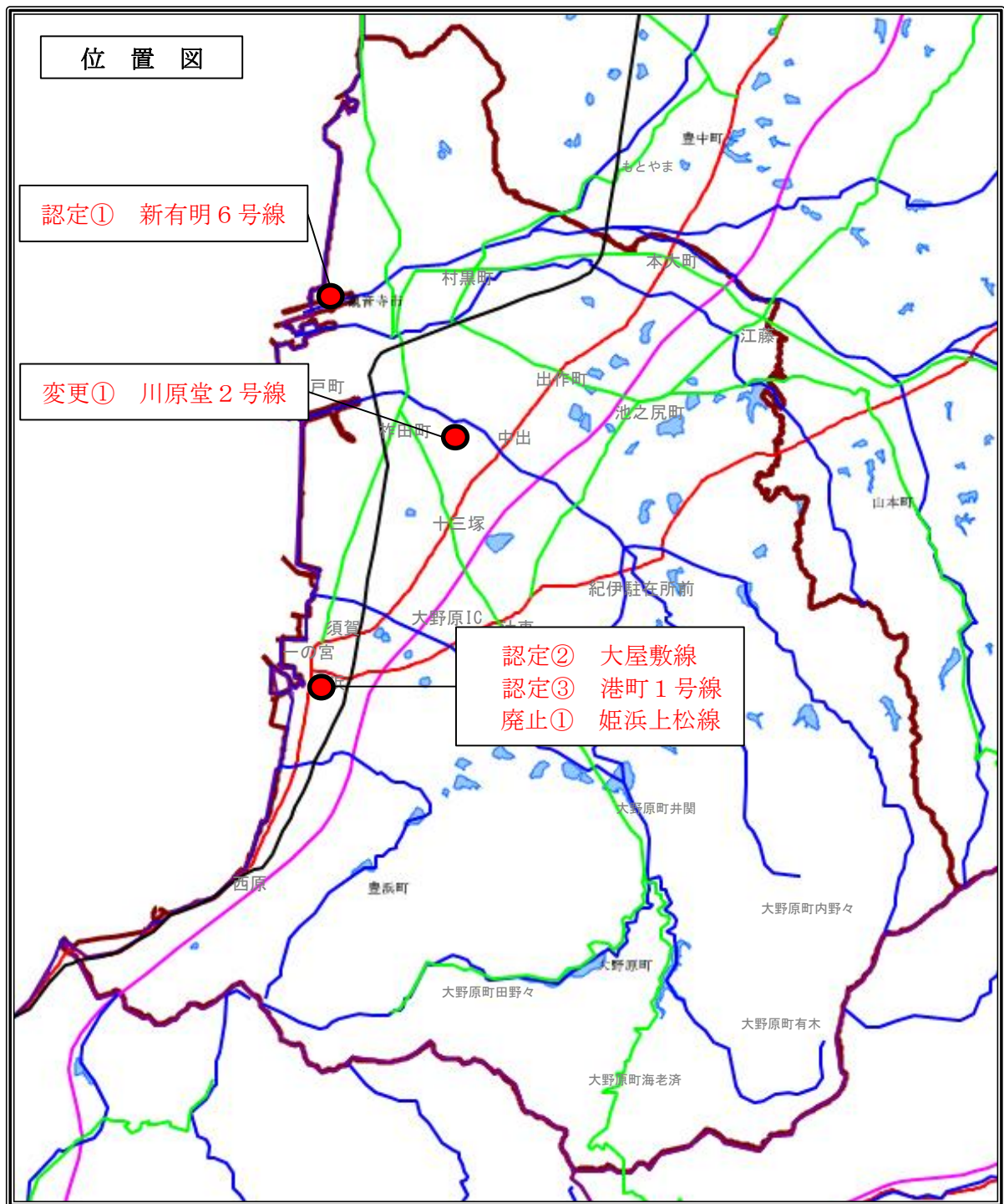
3 廃止する路線

番号	路線名	起 点	終 点
廃 1	ひめはまうえまつせん 姫浜上松線	豊浜町姫浜字大屋敷 396 番 2 地先	豊浜町和田浜字原畑 1283 番 3 地先

(提案理由)

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

議案第23号 市道路線の認定、変更及び廃止について（参考）



市道路線の認定

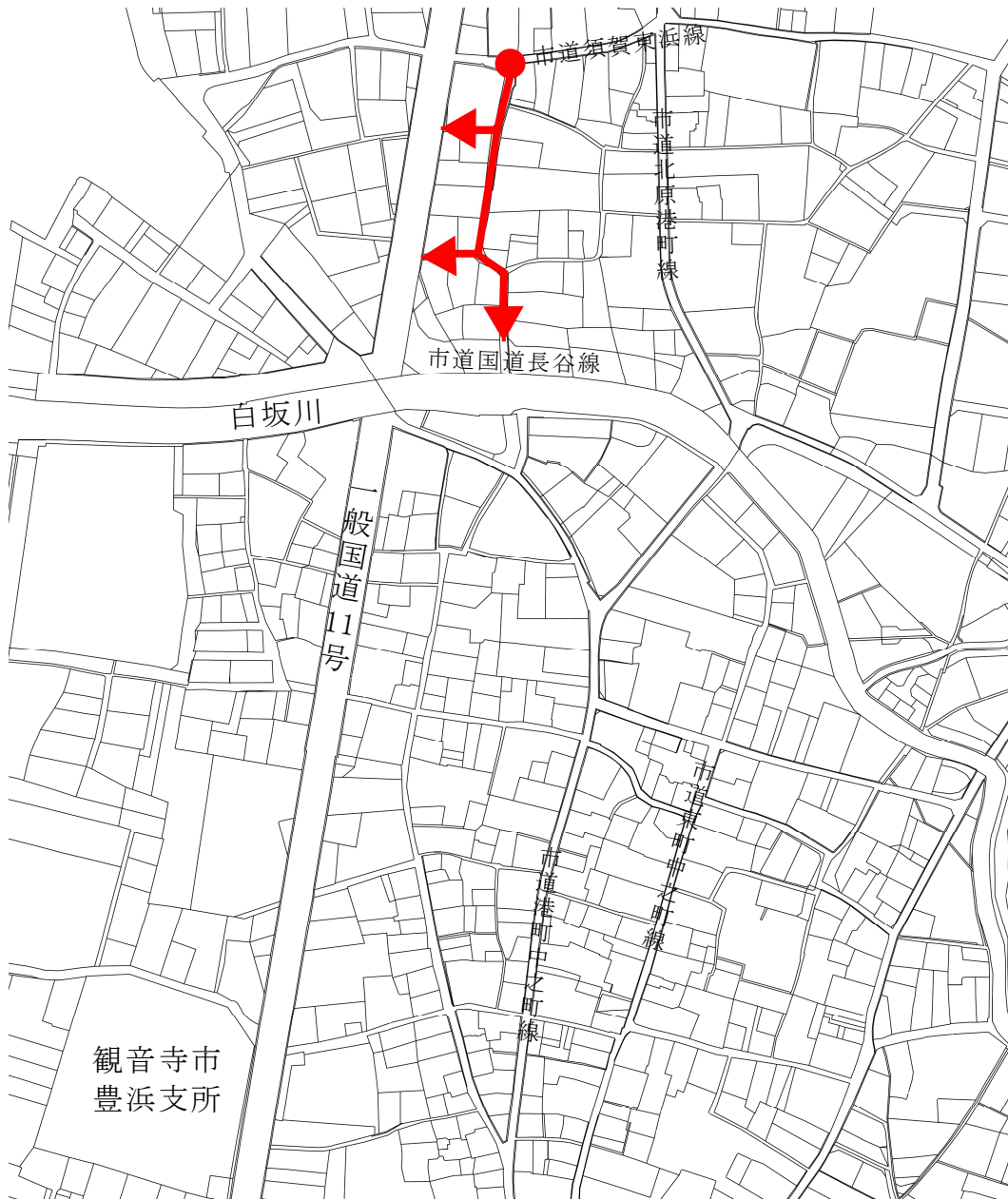


市道路線認定参考図

認定

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
認 1	しんありあけ とうせん 新有明 6 号線	有明町甲4035番75 地先	有明町甲4035番83 地先	136.00	6.00～ 13.80

市道路線の認定

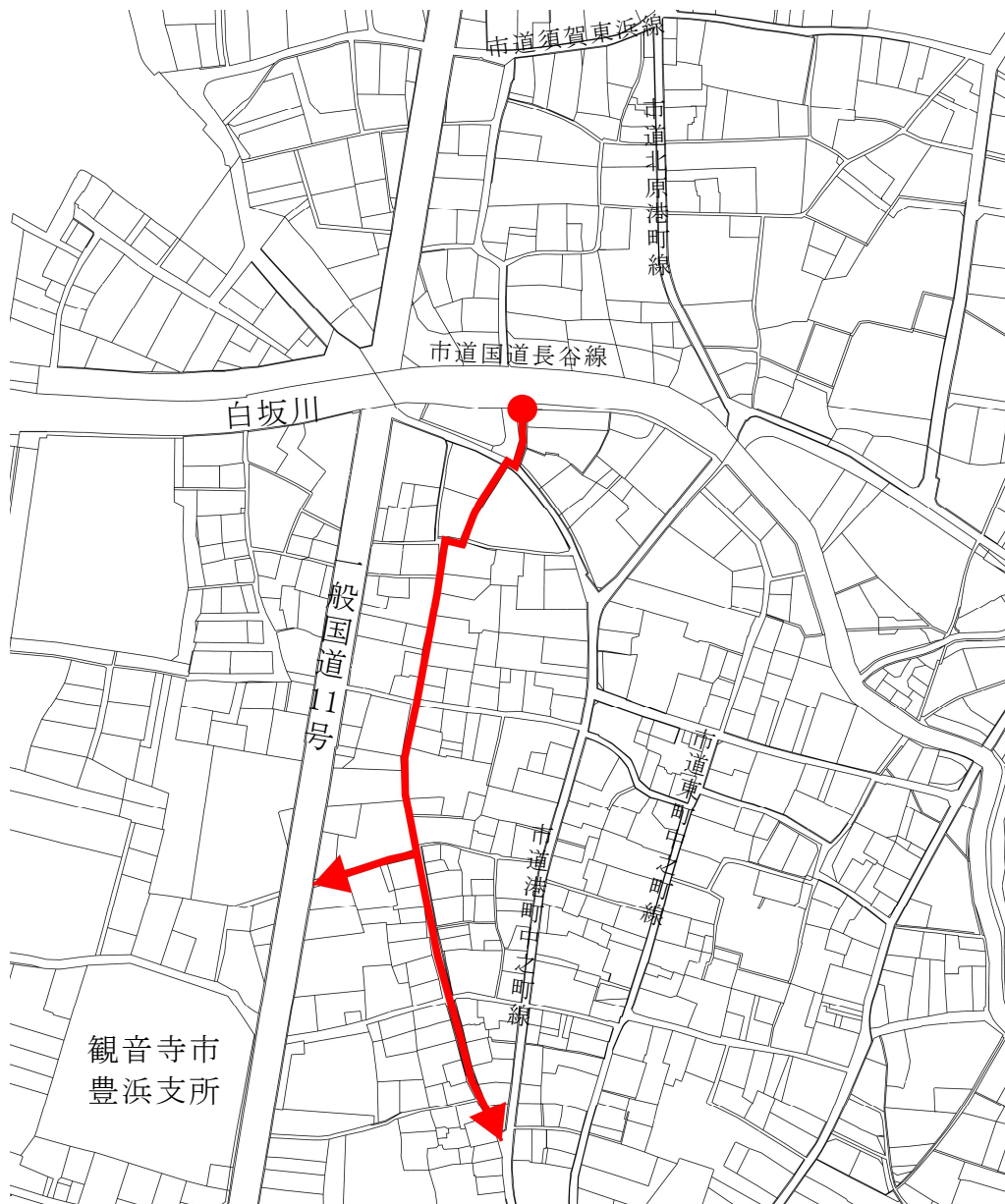


市道路線認定参考図

認定 認定

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
認 2	おおやしきせん 大屋敷線	豊浜町姫浜字大屋敷 396番 2 地先	豊浜町姫浜字大屋敷 425番 2 地先	139.00	2.70～ 5.50

市道路線の認定

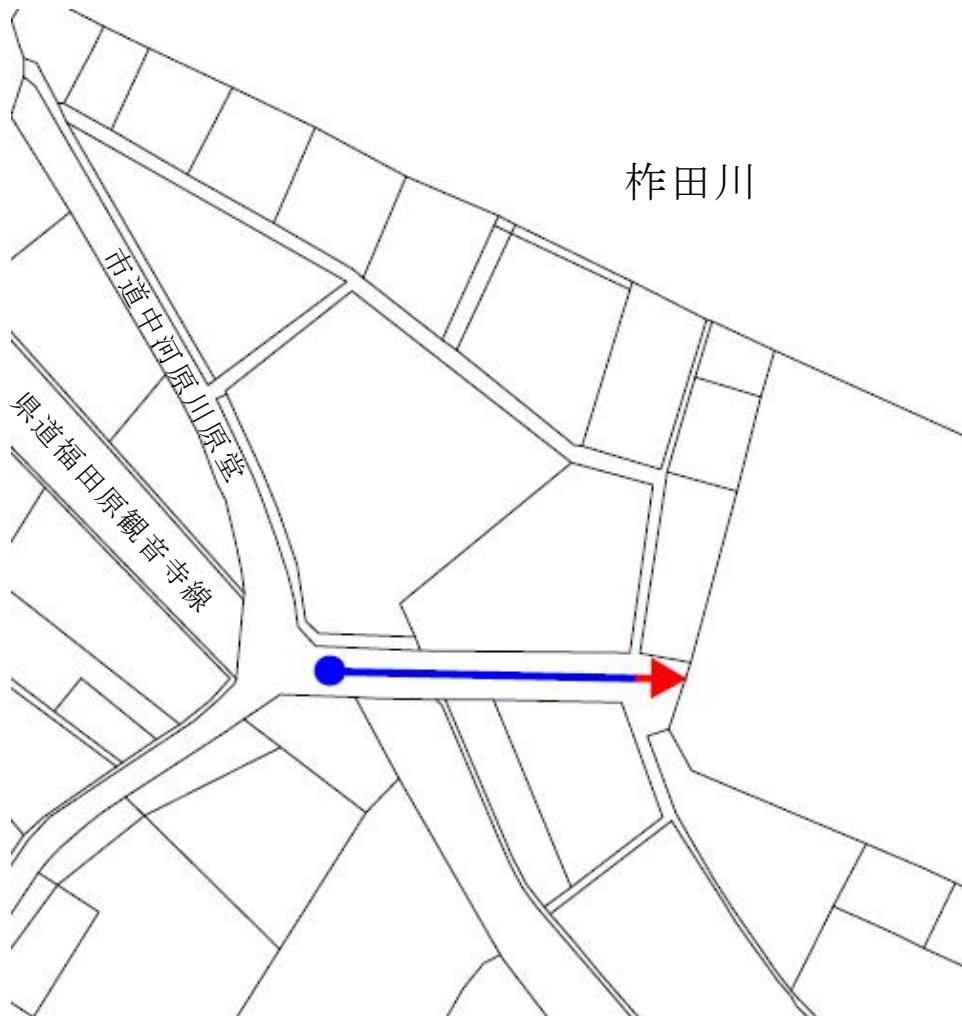


市道路線認定参考図

認定

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
認 3	みなとまち 港町1号線 ごうせん	豊浜町和田浜字蛭子下 1418番3 地先	豊浜町和田浜字原畑 1283番3 地先	380.00	1.90～ 13.80

市道路線の変更

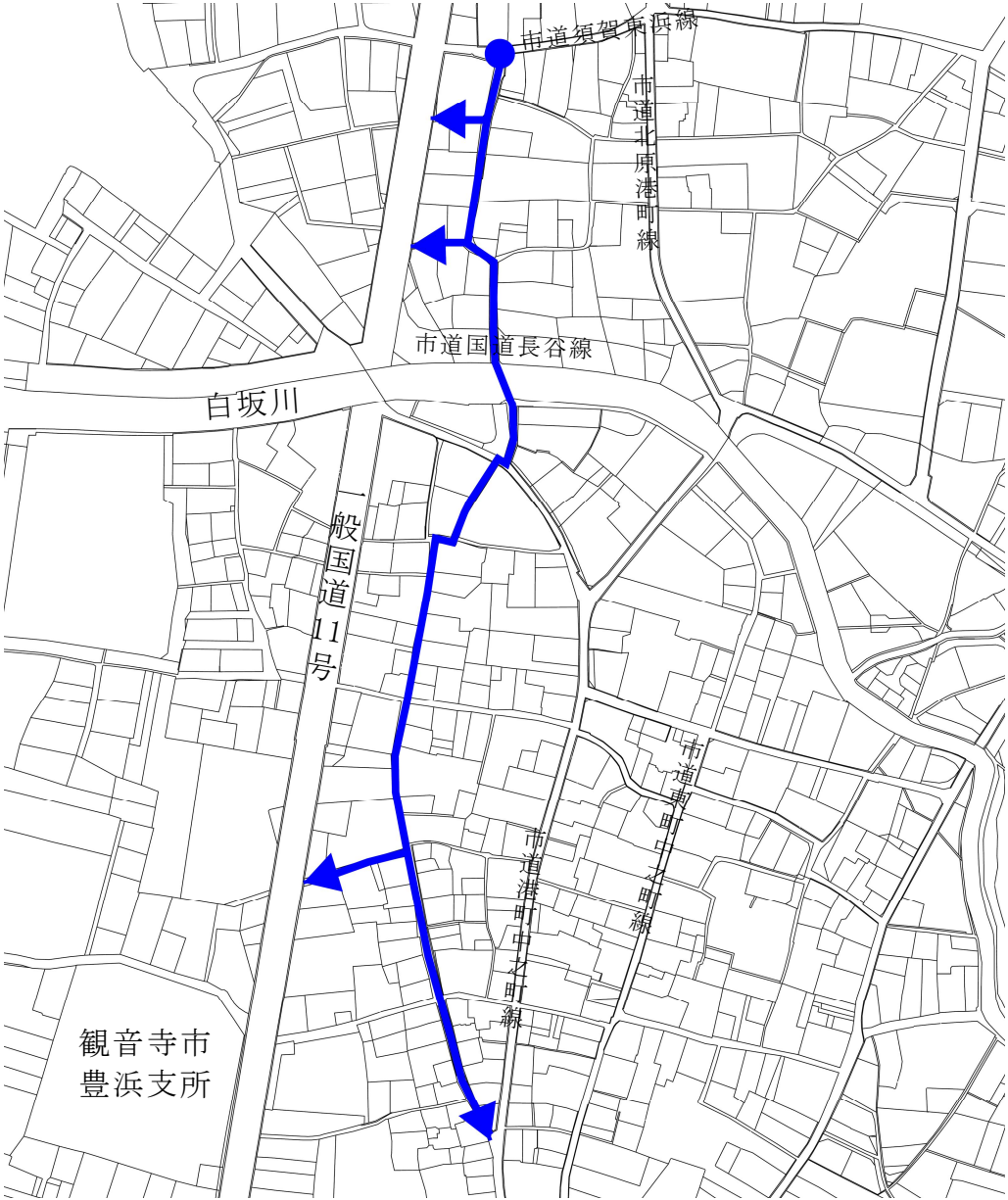


市道路線変更参考図

現区域 追加区域

番号		路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
変 1	新	かわはらどう とうせん 川原堂 2 号線	柞田町字川原堂 丙1479番 1 地先	柞田町字川原堂 丙1451番 4 地先	48.50	6.00～ 6.60
	旧		柞田町字川原堂 丙1479番 1 地先	柞田町字川原堂 丙1451番 6 地先	41.20	6.00～ 6.10

市道路線の廃止



市道路線廃止参考図

廃止する区域

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
廃 1	ひめはまうえまつせん 姫浜上松線	豊浜町姫浜字大屋敷 396番 2 地先	豊浜町和田浜字原畑 1283番 3 地先	644.60	1.60～ 5.80

議案第24号

和解について

観音寺市のりあいバスの運行委託先事業者が発生させた交通事故に関し、次のとおり和解することについて、議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐伯 明 浩

1 相手方

観音寺市栄町三丁目1番8号

公益社団法人観音寺市シルバー人材センター

理事長 佐伯 明浩

2 和解の要旨

令和6年10月23日午前8時2分頃、観音寺市瀬戸町一丁目甲4107番15地先市道において、観音寺市のりあいバス栗井姫浜線の運行中に、運行委託先事業者である公益社団法人観音寺市シルバー人材センターが雇用する運転手が、前方不注意により本市が所有する車両を住宅のフェンス及び電柱に衝突させ、修理不可能な全損の状態となった。

このことに関し、公益社団法人観音寺市シルバー人材センターは、本市に与えた損害に対する責任を認め、損害賠償金として本市に対し金6,200,000円を支払うものとする。

3 その他

今後本件に関しては双方とも裁判上又は裁判外において一切異議又は請求の申立てをしない。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

令和 6 年度補正予算について

議案第25号	令和 6 年度観音寺市一般会計補正予算（第10号）	別冊のとおり
議案第26号	令和 6 年度観音寺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊のとおり
議案第27号	令和 6 年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊のとおり
議案第28号	令和 6 年度観音寺市下水道事業会計補正予算（第 5 号）	別冊のとおり

令和 7 年 3 月 3 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

令和7年度予算について

議案第29号	令和7年度観音寺市一般会計予算	別冊のとおり
議案第30号	令和7年度観音寺市国民健康保険事業特別会計予算	別冊のとおり
議案第31号	令和7年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計予算	別冊のとおり
議案第32号	令和7年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊のとおり
議案第33号	令和7年度観音寺市介護保険事業特別会計予算	別冊のとおり
議案第34号	令和7年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計予算	別冊のとおり
議案第35号	令和7年度観音寺市栗井財産区特別会計予算	別冊のとおり
議案第36号	令和7年度観音寺市栗井坂瀬山林特別会計予算	別冊のとおり
議案第37号	令和7年度観音寺市下水道事業会計予算	別冊のとおり

令和7年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩